

# 4月1日から障害者自立支援法 が施行されます

問い合わせ先  
 福祉課障害福祉係、七城・旭志・泗水の各総合支所民生課

## 支援費制度の利用者負担が、次のように改正されます

- ◆所得に応じた負担から、サービス量に応じた負担（原則定率1割負担）に変わります。
- ◆食費・光熱水費は、居宅の利用者と同様に施設入所者も食費・光熱水費の実費を負担しなければいけません。しかし、所得の低い人に対する軽減措置が設けられています。

## 利用者負担の軽減措置一覧

グループホーム	施設入所 (20歳以上)	施設入所 (20歳未満)	ホームヘルプ	施設通所・デイサービス	短期入所
<b>① 利用者負担の月額上限の設定</b> 原則は1割負担ですが、負担が増えすぎないように、どの方にも上限額（月額）を設定します。上限額（月額）は、利用者の属する世帯の収入などに応じて設定します。					
区分	世帯の収入状況		月額負担上限額		
生活保護	生活保護受給世帯		0円		
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が、80万円以下の人		15,000円		
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で、障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入。 例) 単身世帯で、障害基礎年金以外の収入が、概ね125万円以下の収入。		24,600円		
一般	市町村民税課税世帯		37,200円		
<b>② 高額障害福祉サービス費</b> 同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている人がいる場合などに、世帯の利用者負担額を合算して一定の額を超えたとき、その超えた額を払い戻します。					
<b>③ 個別減免</b> 低所得1または低所得2の人のうち、資産が一定以下（預貯金が350万円以下など）の人は、収入に応じて、個別に減免します。		<b>④ 社会福祉法人減免</b> 減免措置を行う社会福祉法人のサービスを利用した場合、①の上限額が減額されます。対象者は、低所得1または低所得2の人のうち、資産が一定以下（預貯金が350万円以下など）の人です。			
<b>⑤ 生活保護への移行防止</b> 利用者負担額を支払うことにより生活保護世帯に該当することとなる場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。					
食費・光熱水費などは、これまでどおり自己負担です。		<b>⑥ 補足給付</b> 20歳以上の場合、生活保護、低所得1および低所得2の人は、20歳未満の場合、保護者の収入に応じ、食費・光熱水費の負担を軽減します。		<b>⑦ 食費軽減措置</b> 生活保護・低所得1および低所得2の人は、食費のうち、人件費相当分を軽減します。	
各種軽減措置を受けるためには、市町村への申請が必要です（①の一般世帯を除く）					

定率負担部分（サービスの費用）

## 自立支援医療が、次のように改正されます

現 行	見直し後
・更生医療（身体障害者福祉法） ・精神通院医療（精神保健福祉法） ・育成医療（児童福祉法）	4月から新体系に移行 自立支援医療制度

## 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人たち（高額治療継続者[いわゆる「重度かつ継続」]）にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族が同一世帯です。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととした場合は、別の世帯とみなされることが可能となります。
- 入院時の食費（標準負担額相当）は、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



※4月以降も、現行の公費負担医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）の受給を受ける予定で、まだ自立支援医療の申請をしていない人、また、障害者自立支援法の詳しいことは、菊池市役所福祉課障害福祉係、七城・旭志・泗水の各総合支所民生課にご相談ください。

## わいふ一番館だより

問い合わせ先 菊池市文化会館 ☎(24)1101

### 県北の風景ペン画展・菊池

西川誠一

期間：4月11日(火)～4月23日(日)

普段見慣れている風景なのに、ある日突然「ハッ!!」と、新鮮な景色に見えるってことはありませんか。そんな何気なく見逃している風景を描いてみました。

### 神様になった警察官 増田敬太郎展

期間：5月7日(日)まで

まちかど資料館企画展示として、泗水町田中の出身で、佐賀県唐津市肥前町高串地区においてコレラと闘い、25歳の若さで殉職した増田敬太郎さんを紹介します。

### わいふ一番館（まちづくり寄合所）で出展してみませんか？

まちづくり寄合所1階ギャラリーでは、出展する人を募集しています。個人やクラブ・サークル活動で作った作品などを多くの人に見てもらいませんか？もちろんプロの人でも大歓迎です。また、2階和室は、文化活動の発表やまちづくりに関する活動の場として誰でも利用できます。



## 菊池四季の彩り写真展



風光明媚な郷土の風景と、純忠菊池氏の史跡・秋祭りなどをカメラに収めました。ぜひ、一度ご覧ください。

と き 4月13日(木)～4月19日(水)  
 午前9時～午後6時

ところ 菊池夢美術館  
 出展者 林 巖

問い合わせ先  
 菊池夢美術館 ☎(23)1155